

中勢流域・宮川流域下水道 流量計設備点検業務 特記仕様書

1. 一般事項

(1) 適用

本特記仕様書は、表題の業務に適用する。

(2) 業務目的

本業務委託は、流入水量の正確な計測を期するため、水量観測設備の機能点検、調整、消耗品の交換を行う。なお、仕様書に明記していないものでも、点検を行う上で当然必要となるものについては、受注者の責務において実施すること。

(3) 履行場所

別表1「点検対象施設一覧表」による。

(4) 諸法令の遵守

受注者は、本業務に関する最新の諸法令を遵守すること。

(5) 業務実施計画・作業管理

ア 受注者は業務着手までに業務計画書を提出すること。

業務計画書には次の事項を含めること。

- ・業務概要
- ・実施工程表
- ・現場組織表
- ・安全管理
- ・点検方法
- ・使用機材
- ・緊急時の対応

その他の内容については、打ち合わせにより決定するものとする。

なお、大雨時等には作業を中止することがあるため、余裕のある工程とすること。

イ 仮設・養生等

業務施工上必要な仮設を、監督員承諾のうえ実施すること。

なお、仮設の設置、維持管理、撤去等に要する費用は受注者負担とする。

作業において、既設構造物を汚損もしくは損傷する恐れがある場合は、適切な養生を行うものとし、万一、汚損または損傷した場合は受注者の負担で原状回復するものとする。

ウ 作業時間

原則として月曜日から金曜日までの休祝日を除く、午前8時30分から午後5時までの間に作業を行うこと。(別途指定のある場合を除く。)

ただし、やむを得ず上記時間外に作業する必要がある場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出し承諾を得ること。

エ その他、私有地に影響が及ぶ場合は、発注者と協力して、私有地の管理者と協議し対応すること。

(6) 作業者等

受注者は業務実施にあたり、常にその機器の機能、性能を把握し、操作、点検、調整を確実に実施できる熟練した技術者及び作業者に作業させること。

(7) 安全・衛生管理

ア 業務実施にあたって交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、バリケード、保安ロープ、セーフティコーン、赤色灯、標識等を設置するほか、必要に応じた交通誘導員を配置して交通の安全を確保しなければならない。交通誘導警備員の配置人数は下記を参照すること。

また、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）とすること。

・安濃3号、志登茂3-3号、津1号、久居南部1号

宮川MM11（玉城第一）、宮川MM11（宮川幹線）、明和幹線（明和幹線）

交通誘導員 2名

・津2号流量計

交通誘導員 3名

・上記以外

交通誘導員 1名

※各浄化センター及び久居中央2号、河芸7号流量計は道路上での作業でないため、交通誘導員配置は不要

イ 人孔内作業にあたっては、第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を作業主任者として配置し、労働安全衛生法及び酸素欠乏防止規則を遵守すること。

有毒ガス等の発生に対し安全を確認し作業を行うこと。

作業中は人孔外に監視員を配置し、人孔内作業を監視するとともに、開口部の保安、酸素欠乏防止等、作業員と第三者の安全を図ること。

また、必要に応じ人孔内作業員に対し保護具を使用させること。

人孔内で作業に従事する者に対し、破傷風等の予防接種や作業中の防護措置、作業後の殺菌消毒を行わせる等の感染予防措置に努めること。

ウ 高所作業

高所作業にあたっては、墜落防止等安全管理に十分留意すること。

作業期間中保護具、墜落制止用器具を使用すること。

(8) 連絡等

点検実施中に流域下水道施設の異常又は水質の明らかな異常を発見したときは、速やかにその状況を監督員に報告すること。

(9) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については監督員と協議のうえ処理すること。

2. 点検対象機器

点検対象機器は別表1「点検対象機器一覧表」とする。

3. 点検等内容

下記に示す各点検項目を実施する。

なお、点検項目の詳細は、別表2「点検項目一覧表」による。

(1) 消耗品交換

A. 消耗品等交換

原則として、精密点検又は簡易点検に合わせて実施すること。

(2) 流量計検出器精密点検

B. 人孔内清掃

C. 実水位による水位計測状況確認、調整

D. 流量変換器動作確認

E. 流量変換器誤差確認・調整

F. 装柱設備等外観構造点検

G. 装柱設備等清掃、簡易補修

H. UPS電圧確認

P. 機器現況調査

(3) 流量計検出器簡易点検

B. 人孔内清掃

C. 実水位による水位計測状況確認、調整

D. 流量変換器動作確認

E. 装柱設備等外観構造点検

F. 装柱設備等清掃、簡易補修

(4) 遠方監視装置点検

I. 親局ー子局間対向試験

J. テレメータ電源・動作確認

K. アレスター点検

(5) 中央監視装置点検

L. 中央監視装置、プリンター清掃

M. 動作確認

N. 接続部点検

O. 機能点検

(6) 消耗品等交換（臨時交換）

A. 消耗品等交換

(7). 臨時点検

B. 人孔内清掃

C. 実水位による水位計測状況確認、調整

D. 流量変換器動作確認

F. 装柱設備等外観構造点検

G. 装柱設備等清掃、簡易補修

監督員から指示のある場合、速やかに消耗品等交換（臨時交換）、臨時点検を行うこと。

（別途対応時期の指示がある場合を除く。）

なお、消耗品等交換、臨時点検は交換、点検回数による出来高払いとし、契約変更対象とする。

4. 点検時の注意事項

(1) 道路交通障害届出、道路使用許可申請等の関係官庁への必要手続きは、業務着手後

速やかに行うこと。なお、提出書類及び必要部数等は提出先ごとに異なるため、注意すること。

また、提出者名が三重県又は発注者名となる書類があることから、監督員と十分な協議を行ったうえで必要部数を用意し、手続きを行うこと。

消耗品交換、臨時点検を速やかに行えるよう、全業務期間に対し手続きすること。なお、手続きに要する費用は受注者負担とする。

(別表3「道路交通障害届出書等、道路使用許可申請書提出先一覧」参照)

(2) 点検作業は監督員と協議し、必要に応じて立会確認のうえ実施すること。

5 提出書類

受注者は、共通仕様書に定めるものの他、次の書類を提出すること。

(1) 詳細工程表

点検箇所毎の実施予定日及びタイムスケジュールの詳細について定め、事前に提出すること。

(2) 臨時点検結果報告書

臨時点検の結果は速やかに報告すること。

(3) 点検結果報告書

受注者は業務完了後、速やかに点検結果報告書を提出すること。点検結果報告書には次の事項を含めること。

ア 点検結果の総括的な所見

イ 各機器の点検結果、測定値の経年変化表

ウ 消耗部品交換周期表一覧表(取替周期、前回取替日、部品劣化状況)

エ 作業日報(作業日時、作業内容、工種別人数)

オ 作業写真

カ 使用測定機器校正証明書

キ 酸素及び硫化水素濃度計測記録(マンホール内作業)

ク 機器現況調査結果(設備点検表)

ケ その他、監督員が指示した書類